事 務 連 絡 令和6年11月29日

都 道 府 県各 保健所設置市特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

ランピースキン病発生農場から出荷される真症牛等の移動自粛解除のための 抗原検査について

今般、別添のとおり、「ランピースキン病防疫対策要領」(令和6年1月23日付け5消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知。以下「要領」という。)に基づくランピースキン病発生農場における真症牛、疑症牛(以下「真症牛等」という。)に係る生乳の出荷や移動等の自粛を解除する際の対応について、農林水産省から各都道府県家畜衛生部局宛てに事務連絡を発出したとの連絡がありました。つきましては、下記についてご承知の上、ご対応いただくようお願いします。

記

- 1. 発生農場における真症牛等については、家畜防疫員により皮膚病変の症状の消失が確認され、又は真症牛等と判定された日から28日目以降に実施する抗原検査(血液を利用した遺伝子検査)において陰性が確認された場合、これらのものから生乳及びと畜場等への出荷の自粛が解除されること
- 2. と畜検査申請書の備考欄等には要領に基づく抗原検査の実施日及びその結果が記載されることになること。なお、と畜検査員は必要に応じて当該検査結果の提示を求めることが出来ること

事 務 連 絡 令和6年11月29日

厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課 御中

農林水産省消費·安全局動物 衛生 課

ランピースキン病発生農場における真症牛等の移動自粛解除のため の抗原検査について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。 このことについて、別添のとおり都道府県家畜衛生主務課長宛てに事務連絡 を発出しましたので、御了知の上、都道府県、関係機関等への周知及び本病の 防疫対策への協力につきよろしくお願いします。

事 務 連 絡 令和6年11月29日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水產省消費·安全局動物衛生課家畜防疫対策室長

ランピースキン病発生農場における真症牛等の移動自粛解除のための抗原 検査について

平素より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。 11月6日、福岡県下の乳用牛飼養農場において、国内では初めてとなるランピースキン病(以下「本病」という。)の発生が確認されました。その後、福岡県の他の農場、熊本県でも発生が確認され、現時点で2県12事例の発生状況となっています。当該発生農場においては、ランピースキン病防疫対策要領(令和6年1月23日付け5消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知。以下「要領」という。)に基づき、生乳の出荷や家畜市場への移動等を自粛しております。

要領に定められた真症牛及び疑症牛(以下「真症牛等」という。)については、今後、 要領に基づき、家畜防疫員により皮膚病変の症状の消失が確認され、又は真症牛等の 判定日から 28 日目の日より後に実施する抗原検査(ウイルス分離又は遺伝子検査) において陰性が確認されれば、これらの出荷や移動等の自粛を解除することとされて おります。当該抗原検査については、血液を検体として実施していただきますようお 願いいたします※。ただし、当該検査により陰性が確認された真症牛等であっても、 と畜以外の目的で移動する場合は、家畜衛生の観点から移動先をワクチン接種後3週 間経過した農場とすることが望ましく、やむを得ず、それ以外の家畜市場、他の農場 等に移動させる場合には、更に皮膚を検体として実施し、陰性を確認していただきま すようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課と協議済みで あること申し添えます。

※ と畜場出荷時は、と畜検査申請書の備考欄等に要領に基づく抗原検査の実施日 及びその結果を記載し、と畜検査員から求められた場合には、当該検査結果を 提示すること